

登校届について

ご息が下記の病気にかかった場合は、感染防止のため、学校保健安全法の規定より「出席停止」となります。医療機関において加療の上、他に感染のおそれがないと認められた後に登校してください。

なお登校の際には「登校届」の提出が必要になります。保護者におかれましては、2 ページ目にある「登校届」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、生徒を通じて担任に提出してください

※医師による診断書（証明書）は必要ありません。

※出席停止の場合は欠席扱いになりません。

主な学校伝染病と出席停止の基準

インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹（3日はしか） 水痘（水ぼうそう） 喉頭結膜炎（プール熱）	発症した後5日かつ熱が下がってから2日後まで 特有の咳がとれるまで、または5日間の抗生剤治療が終わるまで 熱が下がってから3日後まで 耳の下などの腫れが <u>出てから5日かつ全身状態がよくなるまで</u> 発疹が消えるまで すべての発疹がかさぶたになるまで 主な症状がなくなって2日後まで
結核 <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u> 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他	医師により <u>感染</u> のおそれがないと認められるまで

※上記以外にも出席停止の対象となる疾病があります。医師より指示がある場合はそれに従ってください。下線部は平成24年4月1日に追加等された部分です。

登 校 届

明法中学・高等学校
学校長 殿

中 学 校 _____ 年 _____ 組
高等学校 _____
氏 名 _____

診断名 _____

上記の疾病で 20 ____ 年 ____ 月 ____ 日から ____ 月 ____ 日まで欠席しましたが、

_____ 病院（医院）にて加療の結果、他への感染のおそれがないと

認められましたので、20 ____ 年 ____ 月 ____ 日より登校しました。

(届出日) 20 ____ 年 ____ 月 ____ 日

保護者氏名 _____ 印

本 校 使 用 欄

担 任	教 務 部	処 理